

## 第13回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会(8/8)概要

日時：平成30年8月8日(水)15:00~17:00

場所：中央合同庁舎第3号館11階 特別会議室

出席委員：山内委員長、酒井委員長代理、安部委員、稲垣委員、浦郷委員、加藤委員、國谷委員、志村委員、住野委員、松田委員、三浦委員、三澤委員、水野委員

議事次第に沿って、事務局から資料の説明後、意見交換が行われた。  
委員から出された主な意見は以下の通り。

- 安全性向上目標を達成するため、今後どの対策により重点を置くかを考えるべき。
- 例えば、運行管理者に衛生管理者の専門的知識を学ばせる等、運行管理者の健康管理能力を高めることが必要ではないか。
- 下限割れ運賃による運行を行う事業者の割合は大幅に減少しているが、「まだ14.7%も残っている」と認識すべき。
- 下限額を満たせば良いと思っている関係者が多いが、事業者は年間を通じて基準運賃以上の収入が必要。そのためには、繁忙期などに基準運賃以上の運賃を收受できるような環境にすることが必要。
- 最近、貸切バスの稼働が減っている。市場動向や原価計算を踏まえて運賃の基準を弾力的に見直す必要がある。
- 資料3(7)について、運賃の上下限額記載義務化の影響調査の回答率が低い。回答しない事業者は法令遵守度が低いと考えるのが自然ではないか。回答率を高めるよう、国やバス協会からの呼びかけが必要。
- 貸切バス事業者がインバウンドの運行で過大な手数料を求められているケースがあると聞いている。貸切バスツアー適正取引推進委員会が積極的に対応できるような体制整備が必要であるが、国土交通省も実態把握に取り組んでほしい。
- 地域によって適正化機関の巡回指導の実施状況にばらつきがある。各地域機関が一堂に会して全国的に意見を交換する場が必要。
- 運転者の給与面での待遇が「見える化」されると、安全面の指標として分かりやすい。
- 人材不足による長時間労働が原因である運転者の疾患が多い実態を運行管理者も理解することが必要。長時間労働を是正するためには、事業者の意見のみならず、労働者の実態を踏まえて改善基準告示を見直すべき。
- 現行の改善基準告示を遵守しても、睡眠時間が十分に取れる訳ではないのが実態。
- 旅行業界としても、旅行業務取扱管理者への研修を実施したり、重大事故の支援制度を設けたりする等、各種取組を実施している。
- 各種取組の効果を測るため、貸切バス利用者へのアンケートも実施してみてもどうか。
- ドライブレコーダーの映像を用いてASVの効果を検証して頂きたい。

以上